

※ ヒアリング結果をイメージ化したもの。

自治体から業務を受注する場合の労働契約のイメージ（ある一般廃棄物処理施設の場合）

※ 自治体との契約は、原則単年度契約（最長3年程度）。

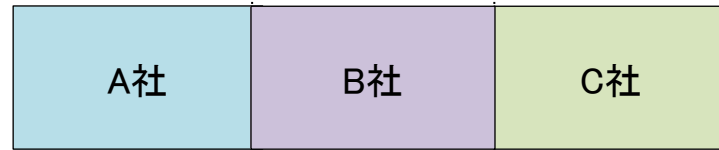
直接雇用の場合

受注会社が変わるたびに労働者は有期労働契約を結ばなければならないため、労働者が同一の施設で働き続けることが難しい。

→ 雇用が不安定になるおそれ

1年 2年 3年

受注者

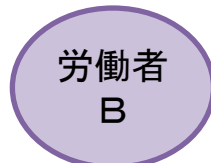


有期労働契約

有期労働契約

有期労働契約

労働者



労働者派遣の場合

受注会社が変わっても、派遣元が新しい受注会社と派遣契約を結ぶことにより、派遣労働者は同一の施設で働き続けることができる。

→ 雇用の安定に資することが可能

1年 2年 3年



派遣契約

派遣契約

派遣契約

派遣元（常時雇用する労働者を派遣）

労働契約

